

通告に従い順次質問いたします。

質問事項の1点目は、倉敷市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(素案)についてであります。

11月29日、2013年以降の世界の地球温暖化対策の新たな協定を議論する国連気候変動枠組み条約第16回締約国会議(COP16)がメキシコ・カンクンで始まりました。

始まって早々に、日本政府は不名誉な称号を与えられました。「国連気候変動枠組み条約第16回締約国会議(COP16)のNGO会場で30日、環境団体のネットワーク組織(CAN)が最も後ろ向きな発言をした国に授与する『今日の化石賞』の1位に日本が選ばれた」との報道がありました。

これは、29日に経済産業省有馬純大臣官房審議官(地球環境問題担当)が「日本は京都議定書の延長(第2約束期間の設定)をいかなる場合でも認めない」と発言したことが理由です。

何故、このような日本政府の発言が飛び出すのか、それはCOP16開催に先立つ24日に、石油連盟、電気事業連合会、日本自動車工業会、日本製紙連合会、日本鉄鋼連盟など九つの業界団体が、東京都内で共同会見を開き、2012年で期限が切れる京都議定書の延長について反対であるとの表明を行いました。この業界の意向を受けてのものです。

京都議定書は先進国全体に「温室効果ガス排出量を1990年比で5%削減」させるために、先進国が数値目標を持って削減を義務化する法的拘束力を持った協定です。これまでの温暖化に歴史的責任を負う先進国が、率先して削減義務を負うことが確認されているわけです。「共通だが差異ある責任」の原則といわれています。

その点から、2013年以降も先進国が率先して削減努力をしてこそ、国際的に拘束力のある枠組みへの途上国の参加を促すことができるのではないのでしょうか。

そこで倉敷市の取り組みです。倉敷市地球温暖化対策実行計画区域施策編(素案)が発表されましたのでその中身について質問したいと思います。

まず、本市の温室効果ガス排出の特徴について確認しておきたいと思います。

2007年度の排出量は3,957万3千トンであり、産業部門が81%、そのうち9割以上が水島コンビナートからの排出と示されています。削減の鍵を握るのは大口排出源の水島コンビナート企業ではありませんか。ここの排出を削減することが決定的だと考えますがどうですか。見解を求めます。

この項の2点目は、温室効果ガス排出量の削減目標についてお尋ねします。

目標の設定手法は妥当なものなのでしょうか。まず京都議定書では削減基準年は1990年となっており、倉敷市もそうすべきではありませんか。

昨年12月のCOP15(国連気候変動枠組み条約第15回締約国会議)での「コペンハーゲン合意」にも明記されたように、地球温暖化の被害が取り返しのつかないレベルになるのを避けるには、産業革命前にくらべて2℃未満の気温上昇(現在までにすでに0.76℃上

昇)にとどめることがカギとなっています。

NPO 法人気候ネットワークは、「気温上昇を 2℃より低いレベルで抑えるためには、世界全体の排出ピークは 2015 年頃に迎え、世界全体で 2050 年までに 50%以上の削減、先進国は 2020 年までに 40%以上の削減が求められる」と提言しています。

倉敷市の削減目標は、2007 年度を基準年として 2012 年度に 6%削減の短期目標。2020 年度に 12%削減の中期目標となっていますが、その目標設定は科学の要請に答えたものになっているとお考えですか。

また、目標値は「市全体の排出量に占める産業部門の割合が全国平均の約 2 倍という排出構造や目標達成の可能性等を踏まえて決定した」と記載されていますが、逆に産業部門の割合が全国平均の 2 倍だからこそ、もっと野心的な目標を設定しなければならないのではありませんか。倉敷市の根拠は薄弱すぎます。答弁を求めます。

次に削減目標の実行をどう担保するのかが問われます。日本経団連主導の企業の自主行動計画任せでいいのですか、見解を求めます。また、倉敷市は企業と公害防止協定を実施した経験も持っています。その経験を活かし、大口排出源企業と公的削減協定を締結することを求めますがどうですか。答弁を求めます。

この項の 3 点目は「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」にもとづく事業者の排出削減計画についてお尋ねします。

今年度から、県内の一定規模以上の工場等から排出される温室効果ガスの排出量と削減目標排出量を記載した「温室効果ガス排出削減計画」を事業者が岡山県に提出することになり、その計画書が公表されています。

その計画書によれば、JFE スチール株式会社や中国電力株式会社は基準年度の排出量に比べ、目標年度の排出量が増加しています。まず、どれだけ増える計画なのか確認いたします。数値をお示してください。

また、両事業者は倉敷市地球温暖化対策実行計画策定協議会の委員でもあります。倉敷市の実行計画は温室効果ガスを基準年に比べて削減する計画となっていますが、両事業者が目標年度の排出量を増加させる計画を提出しているのは、どう理解したらいいのですか。市の実行計画と整合がとれていないのではありませんか。答弁を求めます。

### **次に、倉敷市住生活基本計画（案）について質問いたします。**

住宅は、生存と生活の基盤であり、憲法 25 条が保障する生存権の土台をなすものです。格差と貧困をなくすためにも、住まいの不安をなくし、安心できる居住環境をつくることが求められています。

そのためにも住宅政策を策定する場合には、負担可能な費用で適切な住居を手にする居住の権利の明確化、と同時に行政の責務として、より適正・適切な、そしてより満足できるものを供給する義務を明確にすることが重要だと考えます。

まず、倉敷市住生活基本計画の住宅政策の基本理念についてお尋ねします。

憲法 25 条の理念がしっかり反映されているのでしょうか。住宅政策の根幹をなす市営住宅の供給についての項では、住宅困窮世帯の需要に対してのセーフティーネット対策に矮

小化されているように思うのですが、答弁を求めます。

この項の2点目は、市営住宅についてお尋ねします。

市営住宅の供給に関しては、「住まいのセーフティーネットの確立」の対策の項目として取り上げられています。本当にそれでいいのでしょうか。

ここ3年間の市営住宅の応募状況を見てみますと、平成19年度は倍率が7.75倍、20年度は7.28倍、21年度は6.43倍、今年度は現在2回の募集で6.80倍となっています。いずれにしても高倍率で中々当たらない。これが事実です。

倉敷市は平成32年度時点の要支援世帯を約1,500戸と推計し、不足の住宅を300戸として、市営住宅の供給を今後10年間で1年あたりで30戸ずつ増やす計画になっているようです。

しかし、現実には要支援世帯だけが市営住宅に応募しているのではなくて、広く市民の方が求めているのは、応募の倍率からみても明らかではないでしょうか。通常の募集戸数は年120戸で現在と同じです。この供給目標は市民の要望に見合ったものになっていない、まったくダメです。見直すつもりはありませんか、答弁を求めます。

次に市営住宅の建替えの事業において、「トータルコストの削減を図るため、PFI方式・借上げ住宅制度による民間ノウハウを活かした手法の導入を検討する」とありますが問題ありと考えます。

そもそも市営住宅は、住宅政策の根幹をなすものであり、企業の儲けの対象にはならないものです。平成20年11月議会で伊東市長は、公営住宅を供給することで「市民生活の安定・向上、社会福祉の増進に寄与していくことが必要」と述べられております。そこには企業の利潤追求の入り込む余地はないのではありませんか。民間に丸投げのPFI方式は採用するべきではないと考えますが、見解をお示してください。

**次に、厚生労働省が2012年度実施を狙う介護保険制度の見直し案について質問いたします。**

政府は介護保険制度を2012年度に大改悪する構想を打ち出しました。11月25日、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会が出した意見書には、利用者への負担の増大と給付の削減メニューがずらっと並んでいます。民主党政権は来年の通常国会に法案を提出する意向です。

今回打ち出された改悪構想は、「給付の重点化」の名目で軽度者を保険給付からはずす、“軽度者切り”の方向を鮮明にしていることです。

その中身は、①調理、買い物、掃除など生活援助中心の要支援1・2、要介護1など軽度の人には保険の対象から外すか、利用料を1割から2割に倍増する。②ケアプラン作成を有料化する。③施設は2～4人の相部屋の部屋代も全額自己負担にする。④年金収入320万円以上の人には利用料を2倍の2割にする。⑤低所得者の施設入所の利用料軽減を制限する。などとんでもない大改悪です。さらにこれらのことをおこなっても保険料は上がることになっています。

民主党は今年の総選挙で、介護保険への国費の投入を8,000億円程度増やすと政権公約

しておきながら、国費の増額は「困難」とぼつさり切り捨てる、まったくの公約違反です。政権を取ったら手のひらを返すように負担の増大とサービスの削減を国民に押し付ける、許すことはできません。私ども日本共産党は、この大改悪には断固反対であります。

日本ホームヘルパー協会会長の因（いん）利恵さんも「お年寄りから生きる意欲を奪う生活援助切り捨てには反対です」と声をあげられています。

倉敷市においては要支援、要介護者認定者数は10月度で20,842人。その内10,243人、49%の方がこの大改悪の影響を受けます。

地方自治の本旨は「住民の福祉の増進を図る」ことにあります。市長はこの改悪構想についてどう感じておられるのか、お尋ねしたい。

**次に、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」いわゆる合特法の代替業務提供に関わる問題について質問いたします。**

本年2月議会でのわが党の大本芳子議員の指摘を受け、遅まきながら一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会を立ち上げ、11月2日、合理化事業計画（案）が示されたところです。今回の合理化事業計画（案）の中で、し尿収集車1台当たりの支援額を3,530万円と算定し、平成23年～27年にかけての代替業務が示されました。

そこでお尋ねしますが、この合理化事業計画（案）の中で、平成23年より船穂・真備地区の家庭ごみ収集業務を合特法の代替業務として両地区のし尿処理業者に提供する、とされています。それに伴い従来からのごみ収集受託業者が結果として仕事を失うこととなります。代替業務提供に伴う事業者の廃業問題です。

合特法によって代替業務提供ということで仕事が守られる、その一方で合特法に関わらない事業者にはなんらの手当もないわけです。これでは業務獲得のための参加の平等性すら損なわれているのではないのでしょうか。このことについて市はどう考えていますか。

また、少なくとも一般業者も参加できる競争入札を行うべきではありませんか、見解をお示してください。

次に、行財政改革プラン2011に、倉敷地区の家庭ごみ収集業務の一部を平成25年度より合特法に基づく代替業務として民間委託する予定にしているようですが、本来、一般廃棄物の処理は自治体固有の事務です。

安全・安心のまちづくりのためにも自治体が責任をもって事業を実施することが重要ではありませんか。特に災害時など不測の事態への対応ということに関しては直営方式に勝るものはないのではありませんか。平成16年の台風災害からの教訓ではないかとも思っています。

これ以上の安易な民間委託はやめるべきだと考えます。行革プランの再考を求めます。

**最後に、第6次総合計画基本構想「文化・産業・都市基盤」について、中小企業の振興と循環型の地域づくりを目指して質問いたします。**

「構造改革」路線のもとで、多くの地域で経済の衰退がすすみました。地域再生は、国

民・住民の消費購買力を高め内需を活発にすること、そして雇用と地域経済の主要な担い手である中小企業者を元気にすること抜きにはありません。

倉敷市内の中小企業・零細業者は、平成 18 年 10 月 1 日現在で 18,244 事業所、企業数の 99.7%。そこで働く従業員数は 160,480 人で 83.3%を占め、文字どおり地域経済の主役です。

そこで、地域の再生・振興のために、中小企業地域経済振興基本条例の制定を求めます。

日本政府は、中小企業者同友会や民商・全商連などの中小企業団体の要望も受け、今年 6 月 18 日に「中小企業憲章」を閣議決定しました。「憲章」では「中小企業は経済を牽引する力であり、社会の主役である」、「国の総力をあげて、.... どんな問題も中小企業の立場で考えていく」とのべ、「地域社会と住民生活に貢献」する中小・零細企業と家族経営の重要性を明らかにしています。

今こそ、「憲章」をふまえた基本条例の制定が求められています。

2009 年 4 月に「吹田市産業振興条例」が施行された大阪・吹田市では、官公需において「物品」分野のみを市内業者に優先的に発注するための試みを 10 月 1 日から実施しています。条例制定が、財政出動のあり方自体を中小企業振興と循環型の地域づくりの理念から見直す契機や力となることを示しています。

倉敷市の第 6 次総合計画基本構想において、「商工業の持続的発展を図り、産業力の強化」が施策として掲げられています。現在、倉敷市には中小企業振興条例がありますが、融資や補助金に関する内容が中心で不十分なものです。基本方針のなかに「中・長期的な視野にたって事業意欲を喚起する施策を用意する」、「持続的で活力ある事業展開につながる支援をおこなう」とあるように、これを担保するのが、中小企業の振興を市政の重要な課題として位置づける理念を定めた基本条例の制定であると考えます。当局の見解を求めます。

この項の 2 点目は、「今こそ、自治体が仕事おこしの先頭に」と題して質問いたします。

先ほども触れましたが、第 6 次総合計画基本構想において「中小企業の持続的で活力ある事業展開につながる支援をおこなう」ことを基本方針として掲げています。達成に向けた具体的な施策として 3 点提案したいと思っています。

まずは、今ある制度、小規模工事契約希望者登録制度の積極的な運用です。制度実施 4 年目に入っていますが、小規模登録業者への発注実績があがっていません。この間の行財政改革で職員が減らされ現場は大変だと思いますが、「業者は我々が育てるんだ」という意識を持ってもらって、現場の職員さんには頑張ってもらいたいと思います。周知・徹底を求めます。

次に、度々取り上げてきましたが、地域経済の活性化への波及効果が大きい住宅リフォーム助成制度の実施を求めたいと思います。この制度は、住宅のリフォームを市内業者に依頼した場合、自治体が工事費の一部を施主に助成するというものです。

全国商工団体連合会の調査では実施自治体がさらに増えて、11 月 29 日現在で 29 都道府県の 175 自治体となり、今年 4 月 1 日以降 43 自治体が新たに実施に踏み切りました。

岩手県宮古市では今年の 4 月 1 日から実施が始まり、住民も業者も大歓迎とのこと。宮古市の制度は「総工費 20 万円以上の住宅リフォームにたいして、一律 10 万円の補助」というシンプルかつインパクトのある制度です。当初の予算措置は 5,000 万円。申し込み

が多く3度の追加補正を行い、現在3億5,000万円の予算規模になっています。宮古市は人口約6万人で約24,000世帯、持ち家は約15,000戸、予算規模は310億円です。11月15日現在までの申請数は2,397件で世帯数の約1割、持ち家所有者の約6人に1人が申し込んだ計算になります。この総工費は10億7,935万円となり、市では経済効果が4.5倍になるとみているとのこと。雇用情勢も好転しているようです。ハローワーク宮古の統計によりますと、大工などの「技能工・採掘・労務の職業」の常用雇用求人は今年8月190人で、昨年8月の127人を大きく上回ったとされています。

9月議会でのわが会派の田辺昭夫議員に対して「どのような制度として構築できるのか、しっかり研究する」と答弁されましたが、中小企業対策、景気・雇用対策として抜群の効果のある住宅リフォーム助成制度の導入をぜひお願いしたいと思います。答弁を求めます。

最後に、公契約条例の制定を求めます。この場でわが会派の田儀公夫議員が幾度となく求めてまいりました。

労働者に人間らしい労働条件を保障するためには、労働者を雇用する事業所が受注によって適正な利益を得ることなしには実現しません。中小企業の振興と密接に関わってくる問題であります。

昨年の市発注の工事で低入札の問題が発生しました。真備の健康福祉施設建築工事です。落札率が63.69%というものでありました。この金額で果たして下請け業者の経営とそこで働く労働者の公正な労働条件が確保できるのかどうか疑問をいただきました。公共工事設計労務単価によりますと交通誘導員は日額8,100円となっています。時給に直すと1,012円です。先ほど紹介した工事は落札率63.69%ですから単純に掛け合わせると644円になります。岡山県最低賃金は当時670円です。単純にはいきませんがこうした事態を引き起こすことになるわけです。

また、物品の購入、委任契約等では最低制限価格制度がなく、最低賃金も厳しい状況にもあるということも聞いています。

公平かつ適正な入札を通じて豊かな地域社会の実現と公共事業に従事する労働者の公正な労働条件を確保するとともに、質の高い公共事業、公共サービスを実現しなければなりません。

そのためにも公契約条例を早期に制定することが求められます。これまで「全国の状況を注視したい」との答弁の繰り返しでありました。昨日の時尾議員への答弁も同様でありました。現時点でどのような状況なのか、「注視」以外には行っていないのですか、制度自体の検討も含め導入に向けて今後の取り組みについてどのように考えているのかお示してください。

速やかな制度化を求めて質問とします。